

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 主催  
社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験 2026 における正答の取扱について

(2025年12月3日更新)

**【共通科目】地域福祉と包括的支援体制 問題44（問題25頁）**

**採点上の取扱い**

全ての選択肢が明確に不適切といえないと、「適切なものを2つ」選べず、問題として不適切なため、全員に加点をする。※本問題の加点は、成績集計・成績表には反映しない。

**理由**

問題44 正答・解説集（23-24頁）

誤： 正答 1、5      1、5 適切。

正： 正答 なし（問題として不適切のため全員加点）

※本問題は、選択肢1および5が正答と考えられるが、選択肢2, 3, 4が明確に適切でない根拠を示すことができず、問題として不適切なため、全員に加点をする。

**【社会専門科目】保健医療と福祉 問題106（問題16頁）**

**採点上の取扱い**

適切な選択肢が1つとなり、「適切なものを2つ」選べず、問題として不適切なため、全員に加点をする。

※本問題の加点は、成績集計・成績表に反映する。

**解説集の訂正**

問題106 正答・解説集（12頁）

誤： 正答 1、2      1、2 適切。

正： 正答 2      2 適切。

選択肢1

誤： 適切。1997年（平成9年）の医療法改正において、医療法第1条の4第2項にインフォームド・コンセントの概念が追加され、（中略）医療を受ける者の理解が得られるように努めなければならないと明文化された。

正： 適切でない。医療法第1条の4第2項は「努力義務規定」であり、直接的な法的義務ではない。ただし、医療訴訟や行政指導においては「説明義務の法的根拠」として重視され、実質的には法的拘束力に近い効果を持つ。

※問題106の選択肢1「医療従事者の法的義務である」は誤り。よって、適切なものが1つのみとなり、「適切なものを2つ」選べず、問題として不適切なため、全員に加点をする。

## 【社会専門科目】福祉サービスの組織と経営 問題 124（問題 32 頁）

### 採点上の取扱い

適切な選択肢が 3 つとなり、「適切なものを 2 つ」選べず、問題として不適切なため、全員に加点をする。

※本問題の加点は、成績集計・成績表に反映する。

### 解説集の訂正

#### 問題 124 正答・解説集（22 頁）

誤： 正答 2、5      2、5 適切。

正： 正答 2、4、5      2、4、5 適切。

選択肢 4

誤： 適切でない。（前略）救護施設などが含まれており、選択肢にある介護老人保健施設は含まれていない。

介護老人保健施設は、医療法第 1 条の 6 に定める医療提供施設である。

（『福祉サービスの組織と経営』弘文堂, p38）

正： 適切。（前略）救護施設などが含まれている。一方、介護老人保健施設は、医療法第 1 条の 6 に定める医療提供施設であるが、開設許可の基準を満たせば、社会福祉法人は介護老人保健施設を開設、運営することができる。

（『福祉サービスの組織と経営』弘文堂, p38, 厚生労働省通知『老人保健施設の開設許可申請等について』, 『社会福祉法人が公益事業として行う介護老人保健施設利用事業について』, 厚生労働省省令『介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準』）

※問題 124 の選択肢 4 「介護老人保健施設を開設することができる」は正しい。よって、適切なものが 3 つとなり、「適切なものを 2 つ」選べず、問題として不適切なため、全員に加点をする。

## お詫びと訂正

「日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験 2026」について、以下の誤字・誤植がありました。お詫びして訂正いたします。

(2025年12月3日更新)

<共通科目>

### ■ 「医学概論」

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
解説集 1 頁	問題 2 ・選択肢 5	5 (前略) 非ステロイド性抗炎症薬であるアセトアミノフェンやアスピリンなどによって発症を起こす非アレルギー性の喘息である。	5 (前略) 非ステロイド性抗炎症薬であるアスピリンなどによって発症を起こす非アレルギー性の喘息である。	※正確な表現に訂正します。本件による加点等の取扱はありません。

<社会専門科目>

### ■ 「保健医療と福祉」

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
解説集 11 頁	問題 103 ・選択肢 1	1 都道府県の策定は義務ではなく、努力義務となっている。アルコール健康障害対策基本法第14条において、都道府県は、都道府県アルコール健康障害対策 <u>推進基本計画</u> を策定するよう努めなければならないとなっている。	1 <u>都道府県は、アルコール健康障害対策基本法第14条において、その地域の実情に合わせた都道府県アルコール健康障害対策推進計画</u> を策定するよう努めなければならないとなっている。 <u>よって、アルコール健康障害対策推進基本計画の策定が義務づけられているのは政府である。</u>	※正確な表現に訂正します。本件による加点等の取扱はありません。

### ■ 「福祉サービスの組織と経営」

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
解説集 22 頁	問題 124 ・選択肢 1	1 医療法人の設立は、所在の都道府県知事の許可が必要である。(中略)町長や市長の承認を得る場合は、例えば介護保険法による地域密着型サービスを開始する場合が考えられる。	1 医療法人の設立は、原則所在の都道府県知事の許可が必要である。(中略) <u>但し、自治体によつては、市長の認可による設立が可能である。</u>	※正確な表現に訂正します。本件による加点等の取扱はありません。